1 改正理由

- (1) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)の改正に伴う項ずれを改正する。
- (2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)の改正に伴う条ずれを改正する。
- (3) 行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について(令和3年3月8日付け行革第648号及び政法第1410号総務部長通知)に基づき、押印廃止等を行う。

2 改正内容

- (1) 第六条中「第十二条第四項」を「第十二条第六項」に改める。
- (2) 第八条中「第九条第二項」を「第二十七条第二項」に改める。
- (3) 第十一条中「第十四条」を「第三十二条」に改める。
- (4) 別記第五号様式中「第12条第4項」を「第12条第6項」に改める。
- (5) 別記第七号様式中「第15条第5項」を「第15条第6項」に改める。
- (6) 別記第一号から第十号様式中「剛」及び「注」を削る。
- (7) そのほか軽微な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和3年10月1日から施行する。

ただし、第六条、第八条及び第十一条の改正規定、別記第五号様式の改正規定(「第12条第4項」を「第12条第6項」に改める部分に限る。)並びに別記第七号様式の改正規定(「第15条第5項」を「15条第6項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。